

福祉会館の閉館に伴う説明会の開催

現在、多くの方にご利用いただいている福祉会館は、建物の耐震上の問題から、利用者の安全を考慮し、平成28年3月31日で閉館します。閉館に伴い、公民館と合同で説明会を開催します。

とき 8月5日(水) 午後6時から、9日(日) 午後1時から

ところ 福祉会館5階

対象 市内在住・在勤・在学の方

定員 60人(当日先着順)

その他 保育あり(水筒・おやつ等持参)、手話通訳あり

問合先 地域福祉課地域福祉係(☎042-387-9915)

公民館本館仮移転に伴う説明会の開催

平成28年度に、福祉会館の閉館に伴い、公民館本館を公民館本町分館へ仮移転することを計画しています。

仮移転に伴い、公民館利用者説明会を開催します。

とき 8月5日(水)、9日(日)

東小金井事業創造センターの入居者を募集中

創業予定者や事業者の育成サポート事業を展開するSOHO・インキュベーション施設である東小金井事業創造センター(通称「KOTO」)の入居者を募集しています。

詳しくは応募要項をご覧ください。

募集施設・料金 個室1室(約5平方メートル) 11月3万5千円、シェアブース(約2平方

都営住宅入居者募集

【負担割合】 病院等の窓口での支払いは、高齢受給者証に記載された一部負担金の割合になります。

必ず保険証と一緒に高齢受給者証も提示してください。

一般の方は2割(昭和19年4月1日以前に生まれた方は特別措置により1割)負担ですが、市・都民税の課税所得の方は3割負担になります。

また、世帯で70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者が2人以上いる場合、収入の合計が50万円(1人の場合38万円)未満の方は、申請により

第43回小金井なかよし市民まつりシニアフェスタ参加サークル募集

【住所等が変わったときは届け出を】

転入・転出・死亡等により世帯構成または前年の所得に変更があった場合は、負担割合が変わることがあるため、必ず届け出をしてください。

問合先 保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9983)

募集内容 ▽ポイント方式による募集(家族向けのみ) ▽単身者向け・単身者用車いす使用者向け・シルバークリア住宅 ▽事業再建者向け定期使用住宅

申込書等配布 8月3日(月)〜11日(火)に、まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)、管財課(市役所本庁舎1階)、夜間・休日施設管理室(同一階)で配布するほか、配布期間中に限り、東京都住宅供給公社ホームページ(<http://www.to-kousyukai.or.jp/>)からダウンロードできます。

その他 募集内容・申込資格等詳しくは、「都営住宅募集のご案内」をご覧ください。

チームページ (<http://ko-to.in.tokyo-downtown.jp/>)からダウンロードできます。

審査方法 申請書および8月20日(木)実施の面談等に基づき、審査を行います。

応募方法 8月18日午後5時(必着)までに、郵送または直接、申請書等を同センターへ。

問合先 東小金井事業創造センター(〒184-0002 梶野町1-2-36 ☎0422-13112040)

街路灯が点灯しないときはご連絡を

市で管理している街路灯には、設置している柱に写真のような6桁の管理番号を表示しています。街路灯が点灯していないときは、管理番号をご連絡ください。

また、街路灯の中には商店会が管理しているものや東京都が管理しているものがあります。街路灯に商店会等の名称が入っている場合はその商店会へ、東京都のマークがついている場合は東京都北多摩南部建設

平成28年入校・入隊陸・海・空自衛官等募集

防衛省は、来春に入校・入隊の各種目採用試験を次のとおり実施します。

採用種目・応募資格 ▽防衛大学校および防衛医科大学校 21歳未満の高卒・高卒見込の方 ▽自衛官候補生および一般自衛官 18歳以上27歳未満の方

なお、志願受付期間は各種目ごとに異なります。詳しくはお問い合わせください。

問合先 自衛隊西東京地域事務所(☎042-483-1198) / 市総務課(☎042-387-9805)

乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成現況届の提出

乳幼児医療費助成・義務教育就学児医療費助成を受けている方で更新手続(現況届)が必要な方に、届出用紙を郵送しますので、8月31日(月)までに提出してください。

現況届は、子どもの医療費助成を受給している保護者の前年の所得状況と、平成27年10月1日現在の健康保険証の情報、養育状況などを確認し、受給資格の有無を審査するためのものです。

期限までに現況届が提出されない場合は、10月1日からの医療費助成が受けられなくなる可能性があります。

なお、住民税課税(所得

義務教育就学児医療費助成制度の申請の受け付け

市内在住で、医療保険に入っており、他の公的医療保障を受けていない児童(小学生)の保護者の方で、平成26年中の所得が所得制限内になった方は、申請により10月1日から義務教育就学児医療費助成を受給することができます。

申請書は、子育て支援課(市役所第二庁舎3階)で配布するほか、市ホームページからダウンロードできます。

すでに義務教育就学児医療費助成を受給している方は、改めて申請する必要はありません。

所得制限 左表のとおり

扶養親族の人数	所得制限限度額
0人	630万円
1人	668万円
2人	706万円
3人	744万円
4人以上	1人増すごとに38万円を加算

※ 所得額は、収入から必要経費などを差し引いた額(給与所得者の場合は給与所得控除後の金額)です。

※ このほかに、各種控除(医療費控除、寡婦(夫)控除、障害者控除等)を所得額から差し引くことができる場合があります。

受付期間等 8月3日(月)〜9月11日(金) 午前8時30分〜午後5時(正午・午後1時および土曜・日曜日を除く)

受付場所 子育て支援課窓口(9月11日(金) 午前8時30分〜午後5時)

必要書類 ▽④医療証交付申請書 ▽印鑑(申請書に押印) ▽児童の健康保険証の写し ▽申請者および配偶者の平成27年度住民税課税証明書(平成27年1月1日以前から、小金井市に住民登録がある方は不要) ▽その他書類が必要となる場合があります。

その他 郵送での申請も受け付けます。窓口が込み合うことが予想されますので、郵送申請にご協力ください。

問合先 子育て支援課手当助成係(☎042-387-9803)

ファミリー・サポート・センター

同センターは、依頼会員(手助けをしてほしい方)と協力会員(お手伝いをしたい方)の会員組織です。

子育てを地域で支える相互援助活動に参加しませんか。

【会員登録】 登録を希望する方のため、会則、援助活動までの流れ、仕組みを説明します。

とき 8月26日(水) 午前10時〜11時

ところ 保健センター

対象 ▽依頼会員 ▽市内在住で、原則生後57日〜小学生の子とも同居している方

▽協力会員 ▽援助活動に関心のある20歳以上の方(協力会員講習会への参加が必要)

子ども家庭支援センター(相談窓口)

子どもの笑顔をみんなで守る。虐待かな?と思ったら(通告・相談)

▽子ども家庭支援センター(相談窓口)

☎042-321-3146 月曜〜土曜 午前9時〜午後5時

▽東京都小平児童相談所(緊急時)

☎042-467-1371 11月曜〜金曜 午前9時〜午後5時45分

▽東京都児童相談センター(夜間・土曜・日曜・祝日・年末年始の緊急時)

☎03-5937-2330

